

## 社会保障審議会介護給付費分科会(第34回)議事次第

平成17年11月16日(水)

9時から12時まで

於：全社協 灘尾ホール

### 議 題

1. 事業者団体ヒアリング
2. 構造改革特区における2階建ての介護保険施設等の耐火要件緩和について(諮問)
3. 「がん末期」を特定疾病に追加すること等について(案)
4. その他

厚生労働省発老第1116001号  
平成17年11月16日

社会保障審議会

会長 貝塚 啓明 殿

厚生労働大臣

川崎 二郎

諮問書

介護保険法（平成9年法律第123号）第74条第3項及び第97条第4項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）並びに介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）の特例を別紙のとおり設けることについて、貴会の意見を求めます。

## 構造改革特区における介護老人保健施設等の耐火要件の特例 (案)

- 現行の介護老人保健施設及び短期入所生活介護の指定基準においては、2階に療養生活又は日常生活に充てられる場所を設けている施設については、建築基準法に基づく耐火建築物にしなければならないものとされているところ、構造改革特区において、次の(1)及び(2)の要件を満たしている場合には、同法に基づく準耐火建築物とすることができるものとする。
  - (1) 入所者等が円滑に避難することができる避難経路を、2階から地上に通ずるよう屋外に確保すること。
  - (2) 火災の際に入所者等が(1)の避難経路により円滑に避難できるよう、適切な訓練を定期的実施すること。

## 構造改革特区における2階建ての介護保険施設等の 耐火要件の緩和について

1. 2階建ての特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び短期入所生活介護事業所については、厚生労働省令により、建築基準法上の耐火建築物でなければならないものとされている。
2. 本年6月に行われた構造改革特区の募集の際、愛媛県から、構造改革特区においては、建築基準法上の準耐火建築物とすることを可能とすべきとの提案が出された。
3. この提案を受け、
  - ① 地域の実情に応じ、創意工夫を生かした施設の建設を可能とすることが求められていること、
  - ② 他の社会福祉施設等では、準耐火建築物でもよいこととされていること、を踏まえ、構造改革特区において、次の(1)及び(2)の要件が満たされる場合には、準耐火建築物とすることができる旨の特例を設けることとする。

- (1) 入所者等が円滑に避難することができる避難経路を、2階から地上に通ずるよう屋外に確保すること。
- (2) 火災の際に入所者等が(1)の避難経路により円滑に避難できるよう、適切な訓練を定期的を実施すること。

※ このうち、介護保険法に基づく指定基準（厚生労働省令）に規定がある介護老人保健施設及び短期入所生活介護事業所に関する特例が、介護給付費分科会への諮問事項となる。

### (今後のスケジュール)

平成17年12月末	特区省令の公布
平成18年 1月	特区省令の施行
1月中	構造改革特区申請の募集
2月～3月	構造改革特区の認定

(参照条文)

○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）（抄）

（設備及び備品等）

第二百二十四条 指定短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物でなければならない。ただし、利用者の日常生活に充てられる場所を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合にあっては、同条第九号の三に規定する準耐火建築物とすることができる。

2～6 (略)

○介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）（抄）

（構造設備の基準）

第四条 介護老人保健施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 介護老人保健施設の建物(入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物とすること。ただし、療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設(以下「療養室等」という。)を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない介護老人保健施設の建物は、同条第九号の三に規定する準耐火建築物とすることができる。

二～七 (略)

○特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）（抄）

（設備の基準）

第十一条 特別養護老人ホームの建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物でなければならない。ただし、入所者の日常生活に充てられる場所を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない特別養護老人ホームの建物は、同条第九号の三に規定する準耐火建築物とすることができる。

2～5 (略)